

デイキャンプ再開手順：付録 K

最新の更新内容：(変更部分は黄色で強調表示)

11/28/2020:

- 2020年11月21日午後10時から2020年12月21日午前5時まで有効。カリフォルニア州の外出禁止令に準拠して、デイキャンプは午後10時から午前5時（PST）の間に運営を停止しなければなりません。
- 集団発生の起こったデイキャンプ（14日間以内に3件以上）は14日間閉鎖する必要があります。学齢期の児童向けデイケアの再開手順で概説されている症状と曝露のスクリーニング、隔離、検疫、及び報告に関する公衆衛生局の指導書に従う要件が追加されました。ライセンスからの緊急保育免除についてコミュニティケアライセンス部門に連絡するための要件に関する情報が追加されました。幼稚園、及び小、中、高等学校までの学校の敷地内で学齢期の児童にデイケアを提供するデイキャンプが公衆衛生局への報告書の提出が要求される情報が追加されました。

ロサンゼルス郡公衆衛生局は、特定の企業が安全に再開するにあたり、科学と公衆衛生の専門知識に基づく段階的アプローチを試みています。以下の要件は、州公衆衛生担当官の命令により、再開を許可されたデイキャンプに特化したものです。州知事が特定の企業に課す条件に加え、これらの種類のビジネスは、デイキャンプのチェックリストに記載されている条件にも準拠する必要があります。

ビーチキャンプとサーフキャンプの許可には、このデイキャンプ再開手順に準拠し、完成した手順チェックリストを適切なビーチの管轄区域（市、郡、または州）に提出する必要があります。

2020年11月19日に州保健局が発令した限定的な [外出禁止令](#) に準拠し、すべてのデイキャンプは午後10時から午前5時の間の運営を停止する必要があります。本命令は2020年11月21日の午後10時から2020年12月21日の午前5時まで有効です。

デイキャンプの再開手順は、[学齢期の児童向けデイケアの再開手順](#) で概説されている症状と曝露のスクリーニング、隔離、検疫、及び報告に関する要件にも準拠する必要があります。

学齢期の児童にデイケアサービスを提供し、現在の保育ライセンスの制限、またはライセンス免除ステータスの制限を超えて業務を拡大することを計画しているデイキャンプは、コミュニティケアライセンス地域事務所に連絡して、追加のライセンス要件から緊急免除を受けるようにしてください。保育免除の詳細については、保育の免除に関する州の指導書とよくある質問：[プロバイダー情報通知 \(PIN\) 20-22-CCP](#) を参照してください。

幼稚園、及び小、中、高等学校のサイトでのキャンプに関する特記事項：幼稚園、及び小、中、高等学校の敷地内で学齢期の児童にあらゆる形態のデイケアを提供するデイキャンプは、ロサンゼルス郡公衆衛生局から、保育活動の内容と保育免許または免除のステータスを説明する報告書を記入、提出することが義務付けられています。記入方法及びオンラインアンケートへのリンクは、こちらから入手できます。ECE サービス提供の認可を受けており、幼稚園の年齢層以下の児童にのみサービスを提供している場合は、この報告書を提出する必要は ありません。幼稚園、及び小、中、高等学校のサイト以外の場所で学齢期の児童に保育を提供するプログラムの場合も、この報告書を提出する必要は ありません。

注：本文書は、追加情報やリソースが入手され次第更新されることがあるため、定期的にロサンゼルス郡のウェブサイト <http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/> をアクセスして、本文書が更新されていないかご確認ください。

本チェックリストの内容

- (1) 職場に於ける従業員の健康を保護するための方針と実践
- (2) 物理的距離を確保するための対策
- (3) 感染管理を確保するための対策
- (4) 従業員及び市民とのコミュニケーション
- (5) 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

施設が再開手順に取り組む際、これら5つの重要点を考慮する必要があります。

本指導の対象となるすべてのデイキャンプは、以下に記載されているすべての適用可能な対策を **実施** し、対策がキャンプに適用されていない理由を説明する必要があります。

デイキャンプ名:

施設住所:

A. 職場における従業員の健康を保護するための方針と実践（施設に該当するものをすべて選択）

- 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- 脆弱なスタッフ（65歳以上、慢性疾患のある人）には、可能な限り在宅勤務で行うことができる作業が割り当てられている。
- 従業員を在宅勤務にする機会を増やすため、可能な限り作業工程は再編成されている。変更された職務オプションを要求した勤務者、ガイド、インターン、及びボランティアスタッフに顧客や他の従業員との接触を最小限にする機会を与えることを検討する（例えば、レジ係として働くのではなく在庫を管理や、テレワークを通じて事務の管理）。
- 物理的距離を最大化するために、代替、時間差、またはシフトのスケジュールを設定している。
- すべての従業員（有給のスタッフとボランティアを含め総称して「従業員」と呼ぶ）は病気にかかった場合、またはCOVID-19検査で陽性反応を示した場合は、出勤しないよう指示されている。従業員は、必要に応じて、自己隔離と検疫に関する公衆衛生局の指導に従うことを理解している。病気で自宅にいるときは、従業員が罰せられることがないように、職場休暇ポリシーが見直され、修正されている。
- 一名以上の従業員がCOVID-19検査で陽性反応を示した、または一貫する症状を発症している報告を受けた場合、雇用主は直ちに感染者に自宅隔離を促し、その従業員に職場で曝露したすべての従業員に自己検疫を促す計画または手順を準備している。更に、デイキャンプの教室またはグループ内でCOVID-19感染者への曝露があった場合、曝露が発生した期間中に教室またはグループにいたすべての人は検疫を行う。雇用主の計画では、追加のCOVID-19管理対策が必要となるような職場での曝露があったかどうかを判断するために、すべての検疫中の従業員に対してCOVID-19検査を実施する、または検査の手配をする手順を検討する。
- 従業員が職場に入る前に症状の確認を行っている。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、及び従業員が過去14日間にCOVID-19への感染が判明している人との接触があったかどうかを含む必要がある。現場では、職場に入る前または職場にいる間に症状が陽性であると確認された人向けの決定経路に関する公衆衛生局の指導に従う。症状確認には、決定経路に記載されている可能性のあるCOVID-19感染症と一致する症状、及び個人が現在隔離または検疫命令を受けているかどうかに関する確認を含める。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に直接行うことができる。可能であれば職場での検温も行う。
- デイキャンプは、症例の報告を受けてから1営業日以内に教育セクターの症例と接触者ラインリストに記入することにより、従業員と児童の間のすべてのCOVID-19曝露を公衆衛生局に報告する。14日間以内に職場内で3件以上の症例が確認された場合、雇用主は直ちにこの発生を公衆衛生局に ACDC-Education@ph.lacounty.gov に電子メールで、もしくは (888) 397-3993 または (213) 240-7821 に電話で報告する。
- 公衆衛生局によって集団発生（14日以内に3件以上の症例）と判断されたデイキャンプは、COVID-19の対策のための一時的標的安全維持のための在宅命令に従い14日間閉鎖する。
- 勤務中に他者と接触する従業員に鼻と口を覆うフェイスカバーを無料で提供している。就業中他者と接触する、またはその可能性がある従業員は常時フェイスカバーを着用する。医療従事者からフェイスカバーを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用する。ドレープはあごの下にフィットするものが好ましい。一方向弁付きのマスクは使用しない。個人オフィスや立った時の高さよりも高い仕切りで仕切られた作業スペースに一人で勤務する従業員はフェイスカバーを着用する必要はない。
- 従業員にはフェイスカバーを毎日洗濯、または交換するよう指示している。
- 従業員には頻繁に触れる物の面の取り扱いを必要とする作業や症状のスクリーニング時に使用する

手袋も提供されている。

- 従業員は、デイキャンプのすべてのエリアで、訪問者とお互いの距離を少なくとも6フィートの距離をあけるよう指示されている。従業員は、子供を支援するために必要に応じて、またはその他の理由で必要に応じて、一時的に近づくことがある。
- トイレ、その他の共有エリアは、以下のスケジュールに従って頻繁に消毒している。
 - トイレ _____
 - その他 _____

- 従業員が利用できる消毒剤及び関連用品は以下の場所に常備している：

- 従業員が利用できるCOVID-19に対して効果的な手指消毒液は以下の場所に常備している：

- 従業員は頻繁に手を洗うように注意を喚起している。
- 各従業員に本手順のコピーを配布している。
- 各従業員には可能な限り各自の機器を割り当て、電話、タブレット、双方向ラジオ、その他の作業用品、またはオフィス機器を可能な限り共有しないように指示されている。また、PPEも共有しないように指示されている。
- アイテムを共有する必要がある場合、シフトまたは使用の合間、頻度がより頻繁な方で表面に適したクリーナーを使用して消毒している。これには、コピー機、ファックス、プリンター、電話、キーボードなどの共有オフィス機器、ホッチキス、ホッチキス針リムーバー、レターオープナー、レセプションエリアの表面、共有ワークステーション、オーディオ・ビデオ機器、トランシーバーなどが含まれる。
- 従業員は、勤務中に清掃作業を実施するための時間を提供されている。清掃の割り当ては、従業員の職務の一環として、勤務時間中に割り当てられている。必要に応じて時間を変更し定期的かつ徹底的な清掃を行う。増加する清掃需要を支援するために他清掃会社を利用することもできる。
- スタッフの欠勤を確認し、可能な場合は訓練を受けたバックアップスタッフの名簿を用意する。
- この手順に記載されている、雇用条件に関連するもの以外のすべてのポリシーは、配達スタッフ及び 第三者として敷地内にいる可能性のあるその他の会社に適用されている。
- オプション - その他の対策の説明

B. 物理的距離を確保するための対策

到着・出発

- キャンプにいる人数を、物理的距離を維持するのに適切な数に制限する。
- 輸送車両（バスなど）がキャンプで使用されている場合、ドライバーは、他のスタッフに指示されているすべての安全措置と手順（手指の衛生、フェイスカバー、物理的な距離など）を実践する 必要

がある。

- すべてのキャンパーと訪問者は、到着時と出発時にフェイスカバーを着用している。
- 一日の開始時・終了時は、キャンプスタッフ、キャンパー、家族の間の接触を最小限に抑制する。
- ご家族のスケジュールリングへの影響を最小限に抑えるために、終始一貫して到着時間と出発時間、及び場所をずらす事を、可能な限り実行する。
- できるだけ多くの入口を使用し、入口と出口のルートを指定する。他の手順を配置して、他者との直接的な接触を可能な限り制限する。
- 床や歩道にテープを貼ったり、壁に看板を貼ったりするなど、物理的な目印を提供し、キャンプスタッフとキャンパーがどのような時でも少なくとも6フィート離れていることを確認する（例：一方通行の目印）。
- 可能な場合は、運搬車両内では窓を開けて、キャンパーと運転手との間のスペースを最大にする。

レクリエーションスペース

- キャンパーは、一貫性を保ちながら、可能な限り小さく、同じスペースとグループに留まる必要がある。各グループで同じキャンパーとスタッフを維持し、同じ家族内のキャンパーは同じグループに含むようにする。参加者とスタッフの推奨比率は12 : 1。
- すべての訪問者とキャンパーは、水泳、昼寝、食事/飲酒、または一人による身体運動（自分でジョギングなど）をしているとき、または体力を多く（ジョギングなど。このような体力を多く必要とするアクティビティの間、他者から少なくとも8フィートの距離を置く必要があります。）必要とするアクティビティを行う場合を除き、キャンプにいる間はフェイスカバーを着用する。これはすべての成人と2歳以上の子供に適用される。医師よりフェイスカバーを着用しないように指示をされている個人はこの要件から免除される。従業員と他の訪問者の安全をサポートするために、フェイスカバーを持参していない訪問者が利用できるフェイスカバーを用意する。
- 座席、机、寝具の間のスペースを最大化する。座席間の6フィートの距離、座席間のパーティション、距離を維持するための床のマーキング、対面の接触を最小限に抑えるような座席の配置など、他の方法でキャンパーを分離する方法を検討する。
- 小さなグループ向けにアクティビティを再設計し、家具と遊び場を再配置して、分離を維持することを検討する。
- スタッフは、屋内と屋外の両方の空間で、動作を最小限にし 間隔を最大化するため、子供の発達状態に適した理解しやすい指示を開発する。
- 重要でない訪問者、ボランティア、及び他のグループが同時に関与する活動を制限する。
- 実行可能な場合は共同作業を制限する。これが実用的でない場合は使用をずらし、適切に占有者の間の距離をとり、グループをできるだけ小さく一貫した状態に保ち、使用の合間に消毒する。
- **グループ活動や課外活動は、参加者及び活動の責任者が物理的距離を保ち、適切な手指衛生をサポートできる活動に制限する。**
- 晴天の場合の屋外スペースの定期的な使用を含め、必要に応じて代替スペースを使用する。例えば、屋外スペースを最大化する方法や、物理的距離を確保するために使用するカフェテリアやその他のスペースの使用を検討する。
- 可能な限り、集団での移動を最小限に抑制する。
- 激しい運動や歌などの呼吸飛沫が発生する活動については、個人間の距離を8フィートに増やし、

これらを屋外で行う。

食事

- ❑ できる限り共同の食堂やカフェテリアではなく、キャンパーは自分の食事を持参し、食事をするときは物理的な距離をとり、少人数のグループで食事をする。食物アレルギーのある子どもの安全を確保する。
- ❑ 使い捨てのフードサービス用品（調理器具や皿など）を使用する。使い捨て用品がない場合は、使い捨てではないすべてのフードサービスアイテムは手袋をはめて扱い、食器用洗剤とお湯または食洗機で洗う。個人が手袋を外した後、または使用済みのフードサービスアイテムを直接扱った後は手を洗う必要がある。
- ❑ イベントで食事が提供される場合は、バイキング形式または食事を分け合う形式の代わりに、出席者ごとにあらかじめ包装されたボックスまたはバッグを用意する。食品や調理器具の共有を避ける。

C. 感染管理対策

- ❑ すべてのキャンプスタッフとご家族が、強化された衛生慣行、物理的距離の維持、及びそれらの重要性、適切な使用、布製フェイスマスクの取り外しと洗浄、スクリーニングの慣行、及びCOVID-19固有の除外基準を認識していることを確認する。
- ❑ COVID-19に関する懸念への対応をする責任者（キャンプの看護師や医療提供者など）を指定する。すべてのキャンプスタッフとご家族は、責任者が誰であるか、そしてその方の連絡先を知る。この責任者は、**症例の報告を受けてから1営業日以内に、現場におけるすべてのCOVID-19症例について**地元の保健当局に通知できるようにするために、可能性のある曝露に関する記録と追跡を取りまとめる訓練を受ける必要がある。
- ❑ 地理的分布が大きい地域の場合は、地元の地理的地域に住んでいるキャンパーのみに出席を制限し、キャンプ間の移動を回避するようキャンパーに依頼することを検討する。
- ❑ スタッフと手指消毒剤を安全に使用できるキャンパーの健康的な衛生行動をサポートするために、石鹸、ティッシュ、非接触型ゴミ箱、及び、エチルアルコール濃度60%以上の手指消毒剤などを含む供給を十分確保する。
- ❑ 各キャンパーが自身を保護するよう下記の措置について教える
 - 食事の前後、そして咳やくしゃみ、外出、トイレの使用後に定期的に手を洗う
 - 目、鼻、口に触れない
 - 咳やくしゃみを覆う
 - ティッシュで鼻を拭き、ティッシュまたは肘の内側で咳・くしゃみをする
- ❑ キャンプスタッフとキャンパーが定期的な時間帯での手洗いを可能にするルーチンを検討する。
- ❑ キャンパーとスタッフは、石鹸で20秒間手を洗い、石鹸をつけてから念入りにこすり、ペーパータオル（または使い捨ての布タオル）を使用して手を完全に乾かす。
- ❑ スタッフは手洗いの手本を示し、実践する必要がある。例えば、若いキャンパーの場合は、トイレの時間をいい機会とし、健康的な習慣を強化し、適切な手洗いを監視する。
- ❑ キャンパーとスタッフは、手洗いができない場合は手指消毒剤を使用する必要がある。消毒剤は完全に乾くまで手でこする必要がある。注：特に手が汚れている場合は、こまめな手洗いの方が手指消毒剤の使用よりも効果的です。

- 9歳未満の子供は大人の監督の下で手指消毒剤を使用する必要がある。誤飲の場合は中毒事故管理センターに連絡する：1-800-222-1222。エチルアルコール性手指消毒剤が好ましく、監視されていない子供が使用する可能性のある場合に使用する。イソプロピル手指消毒剤は毒性が高く、皮膚から吸収される。
- トイレでの移動と集いを可能な限り最小限にするため、施設全体で携帯型手洗いステーションを検討する。
- キャンパーは、フェイスカバーを使用するように奨励する。フェイスカバーの適切な使用、取り外し方、及び洗浄についての情報は、すべてのキャンプスタッフとキャンパーに提供する。
- 飲用噴水の使用を一時停止することを検討し、代わりとして再利用可能な水用ボトルの使用を奨励する。
- ドアハンドル、ライトスイッチ、シンクハンドル、バスルームの表面、テーブルなどの頻繁に触れる物の表面、及び輸送車両の表面は、少なくとも毎日、可能であれば一日を通してより頻繁に清掃する。
- 物の表面との接触を少なく、身体活動を優先して、共有遊具の使用を制限する。
- おもちゃ、ゲーム、画材などの物や機器の共有を制限する。その他、前の人を使用した後は次の人が使う前に清潔に消毒する。
- 洗浄剤を選択する時は、環境保護庁（EPA）承認リスト「N」のCOVID-19に対して使用が承認されたものを使用し、製品の指示に従う。これらの製品には、喘息をもつ人にとってより安全な成分が含まれている。
- ラベルに記載された適切な希釈率と接触時間の指示に従って、新興ウイルス病原体に対して効果的であると記された消毒剤を使用する。化学物質の危険性、製造元の指示、及び安全に使用するための Cal / OSHA要件に関するトレーニングを従業員に提供する。
- 現場の清掃と消毒を担当する管理スタッフは、製品の指示に沿った手袋、眼の保護具、呼吸器の保護具、及びその他の適切な保護具を備える必要がある。すべての商品は子供の手の届かない場所に保管し、立ち入りが制限されたスペースに保管する。
- 清掃を行うときは、キャンパーが到着する前にスペースの換気をする。キャンパーが不在の場合は、徹底的な清掃を計画する。エアコンを使用する場合は、新鮮な空気を取り込む設定をする。エアフィルターとろ過システムを交換して確認し、最適な空気品質を確保する。
- 窓を開けることで安全や健康を害する場合、HVACシステムの中央空気濾過を最大化する（少なくともMERV 13のターゲットフィルター定格）など、空気の流れを改善するための代替戦略を検討する。
- 長期にわたる施設の閉鎖後、すべての給水システムと機能（飲用噴水、装飾用噴水など）が安全に使用できることを確認し、レジオネラ症などの感染のリスクを最小限に抑えるための対策を講じる。

キャンパーのスクリーニング

- スタッフのトレーニングを行い、キャンパーとそのご家族に、自宅待機やキャンプ復帰に関する規定を説明する。病気や、最近COVID-19に感染した人と濃厚接触したスタッフやキャンパーに、自粛するよう積極的に促す。
- 到着時にスタッフをスクリーニングすることに加え、すべてのキャンパーも施設到着時にスクリーニングする。
 - 到着時はすべてのキャンパーの視覚的な健康チェックを実施することを検討する。これには、毎朝始めに非間接的体温計でキャンパーの体温を測定することが含まれる。非間接的体温計が利用できない場合は、報告された体温でも可能。
 - 施設は、施設に入る前に症状が陽性であると確認された人向けの**決定経路**に関する公衆衛生局の**ガイダンス**に従う。すべての人に過去24時間以内に起こったCOVID-19の症状について質問し、自宅にいる誰かがCOVID-19の症状を示したか、または検査で陽性であったかどうかを尋ねる。訪問者

が施設に入る前に症状の確認を行う。症状の確認には**決定経路に記載されている可能性のある COVID-19感染症と一致する症状**を含む。これらの確認は、直接行くか、オンラインチェックインシステム、または**看板**を施設の入口に掲示するなどの方法でこれらの症状のある訪問者は施設内に入場してはならないことを通告する。

- ❑ COVID-19**感染症と一致する**症状を示している子供、親、介護者、またはスタッフは参加させない。
- ❑ 病気の兆候がないか、スタッフとキャンパーを1日中監視する。**COVID-19感染症と一致する症状**のあるスタッフとキャンパーを帰宅させる。必要に応じて、自宅ではなく適切な医療施設に送る。

スタッフまたはキャンパーが病気になった場合

- ❑ COVID-19の症状を示す人を隔離するための隔離室または隔離エリアを特定する。
- ❑ 2歳以上の場合、マスクの装着や取り外しに問題がなく、マスクをつけたままでも呼吸に問題が無い場合は、フェイスカバーまたはサージカルマスクを着用していることを確認する。
- ❑ 症状を示しているキャンパーまたはスタッフは、できるだけ早く自宅または医療施設に送れるようになるまで隔離室に留まる。
- ❑ 必要に応じて、病気の人を自宅または医療施設に安全に運ぶための手順を確立する。個人が胸部に持続的な痛みや圧迫感、混乱、または青みがかかった唇や顔を発症した場合は、直ちに9-1-1に電話する。
- ❑ **症状のある人向けの決定経路に概説されているように**、病気のスタッフとキャンパーがキャンプに**復帰するための基準**を満たすまでキャンプに復帰しないようにアドバイスする。
- ❑ **感染の可能性のある子供または従業員への接触者向けの決定経路に概説されているように**、施設に復帰するための基準を満たすまで自宅待機するように病気の個人に連絡するようにアドバイスする。
- ❑ **スタッフまたは子供がCOVID-19検査で陽性であると通知された場合**、施設は感染者に自宅隔離を行うように指示し、感染者に曝露したすべての人に検疫を指示する。その際、曝露が教室またはグループ内で発生した場合、感染力のある期間中に教室またはグループ内にいたすべてのスタッフと子供は曝露されたと見なされます。詳細については、隔離に関する公衆衛生指導書 (<http://ph.lacounty.gov/covidisolation> 及び <http://ph.lacounty.gov/covidquarantine/>) を参照してください。
- ❑ 施設は、施設でのスタッフと子供の間すべてのCOVID-19曝露を、症例の報告を受けてから1営業日以内に**教育セクターの症例と接触者ラインリスト**に記入し、公衆衛生局に報告する。**COVID-19の陽性事例が14日間以内に3件以上確認された場合**、州及び連邦の法律で要求される機密性を維持しながら、地域の保健当局、スタッフ、及びすべての家族に**直ちに**通知する。
- ❑ **公衆衛生局によって集団発生（14日以内に3件以上の症例）と判断されたデイキャンプは、COVID-19対策のための一時的標的安全維持のための在宅命令に従い14日間閉鎖する。**
- ❑ 病人が使用した場所は閉鎖し、掃除や消毒の前には使用しないようにする。可能であれば、24時間またはできるだけ長く待ってから、エリアの清掃と消毒を行う。
- ❑ 洗浄に推奨される個人用保護具使用と換気のもと、消毒剤を安全かつ適切に塗布する。洗浄剤や消毒剤は子供の手の届かない場所に保管する。
- ❑ 地元の公衆衛生局と協議して、適切なキャンプの役人は、特定のコミュニティ内のリスクレベルに基き閉鎖の正当性と期間を検討することができる。

共有の制限

- ❑ 各キャンピングカーの持ち物を分け、個別にラベルが付けられた保管コンテナ、収納スペース、またはエリアに保管する。毎日、持ち物を自宅に持ち帰り、掃除して消毒する。

- 頻繁に触れる素材（美術用品、機器など）の共有を最小限に抑えるための十分な用品を確保するか、用品および機器の使用を一度に一つの子供のグループに制限し、使用と使用の間は清潔にして消毒する。
- 電子機器、衣服、おもちゃ、本、その他のゲームや学習補助器具をできる限り共有しない。

D. 一般市民とのコミュニケーション対策

- 機密性を維持しながら、スタッフとご家族が症状を自己報告し、曝露と閉鎖に関する迅速な通知を受け取ることができるコミュニケーションシステムを維持する。
- 本手順のコピーを、施設のすべての公共の入口に掲示している。
- インストラクターとキャンパーに身体的距離の確保とフェイスカバーの着用の必要性を促す看板を施設内全体に掲示している。
- 利用者が呼吸器症状で病気になった場合は自宅待機をするように指示する標識を掲示している。
- 施設のオンライン発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）では、身体的距離の確保とフェイスカバーの着用、及びその他に関する明確な情報を提供している。

E. 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

- キャンパーにとって重要なサービスの安全な提供が優先されている。
- 移動が制限されている、または公共スペースにいて病気になるリスクが高いキャンパーにサービスを保証する対策を講じている。

企業は 上記に含まれていない追加の対策は別紙に記載し、本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、以下の者までご連絡ください。

事業担当者名:

電話番号:

最終更新日:
